

議案第6号

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、道路運送法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部を改正する条例

大口町地域交通推進会議設置条例（平成17年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中カを削り、キをカとする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の一条を加える。

（運賃部会）

第9条 推進会議は、輸送サービスに係る運賃を協議するため、運賃部会を置く。

2 運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための輸送サービスに係る運賃に関する事。

(2) その他運賃部会が必要と認める事。

3 運賃部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 大口町長又はその指名する者

(2) 当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 前項第1号に掲げる者は、第2項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 運賃部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 部会長は、運賃部会を代表し、部会務を総理する。

7 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代理する。

8 運賃部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 運賃部会は、原則として公開とする。

- 1 0 第8項の規定にかかわらず、部会長は運賃部会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合、書面を委員に回付し審議することをもって運賃部会に代えることができる。
- 1 1 部会長は、運賃部会での協議結果を、速やかに推進会議会長に報告するものとする。
- 1 2 前項までに定めるもののほか、運賃部会に関し必要な事項は、部会長が運賃部会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 運行管理体制、整備管理体制に関するこ と等</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(運賃部会)</u></p> <p>第9条 <u>推進会議は、輸送サービスに係る運賃 を協議するため、運賃部会を置く。</u></p> <p>2 <u>運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。</u></p> <p>(1) <u>地域における需要に応じ、当該地域の住 民の生活のための輸送サービスに係る運賃 に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他運賃部会が必要と認めること。</u></p> <p>3 <u>運賃部会の委員は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>大口町長又はその指名する者</u></p> <p>(2) <u>当該運賃を定めようとする一般旅客自動 車運送事業者</u></p> <p>(3) <u>中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名 する者</u></p> <p>(4) <u>住民又は利用者の代表</u></p> <p>4 <u>前項第1号に掲げる者は、第2項の協議を するときは、あらかじめ、公聴会の開催その 他の住民、利用者その他利害関係者の意見を 反映させるために必要な措置を講じなければ ならない。</u></p> <p>5 <u>運賃部会に部会長を置き、委員の互選によ ってこれを定める。</u></p> <p>6 <u>部会長は、運賃部会を代表し、部会務を総 理する。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 運賃</u></p> <p><u>キ 運行管理体制、整備管理体制に関するこ と等</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

新	旧
<p><u>7 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代理する。</u></p>	
<p><u>8 運賃部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</u></p>	
<p><u>9 運賃部会は、原則として公開とする。</u></p>	
<p><u>10 第8項の規定にかかわらず、部会長は運賃部会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合、書面を委員に回付し審議することをもって運賃部会に代えることができる。</u></p>	
<p><u>11 部会長は、運賃部会での協議結果を、速やかに推進会議会長に報告するものとする。</u></p>	
<p><u>12 前項までに定めるもののほか、運賃部会に関し必要な事項は、部会長が運賃部会に諮って定める。</u></p>	
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第10条 略 (委任)</p>	<p>第9条 略 (委任)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第10条 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

令和5年4月28日に、道路運送法の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）が公布され、令和5年10月1日から施行されたことに伴い、所要の整理を行うものです。

2 改正の概要

道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃の協議にあたっては、地域公共交通会議に他の運送事業者や業界団体等が含まれる場合があるため、独占禁止法に抵触することのないよう、法定のメンバーのみによる別途の協議会をもって協議することとなりました。

これに伴い、大口町地域交通推進会議設置条例に規定する協議事項の中から「運賃」の項目を削除し、新たに運賃のみを協議する別協議会として、同条例内に「運賃部会」を置くこととします。

3 施行期日

公布の日から施行します。